

資料 1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- (2) 「運営開始」とは、施設の利用者が供用を開始することをいう。
- (3) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- (4) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (5) 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設等の建設工事等に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (6) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の竣工に伴う一切の書類をいう。